

増加する国保医療費 医療費を大切に使いましょう

国民健康保険(国保)の医療費が毎年大幅に増加しています。長門市における昭和六一年度の国民健康保険の医療費額は、約二億六、〇〇〇万円です。前年度と比較して七・九八%の増加になっています。

また、一人当りの医療費では、平均二〇万五、〇七八円になります。

ちなみに、厚生省が発表した昭和六一年度の国民医療費の伸びは、前年比、六・八%です。一人当りの医療費の平均は一二万二、二〇〇円と異なります。医療費は、医療技術の進歩や高齢化社会への移行成人病患者の増加などで、今後も増加することが予想されます。

しかし、この様に毎年大きく増加する医療費に対して、皆さんの保険料などの負担に限りがあります。一人ひとりが、医療費について再認識をして、ちょっとした努力や工夫をすることによって、医療費の節約は可能です。

- お医者さんを信頼しましょう。
- 病院めぐりはやめましょう。
- 治療より予防につとめましょう。

高額療養費が支給されます

- 栄養・運動・休養の健康三原則を守りましょう。
- 時間外や深夜、休日の受診は特別な場合以外は避けましょう。



1、同じ人が、同じ月に、同じ病院などへ支払った医療費が五万四千円を超えた時。

例 一〇万円を病院で支払った場合
100,000円 - 54,000円
= 46,000円

四万六千円の高額療養費が支給されます。

2、同じ世帯で、同じ月に、病院などへ支払った医療費が三万円(市民税非課税世帯は二万一千円)以上の人が複数おられる時。

例 夫が三万円、妻が五万円を病院などに支払った場合、合算して五万四千円(市民税非課税世帯は三万円)を超えた額が支給されます。

(30,000円 + 50,000円) - 54,000円 = 26,000円

二万六千円の高額療養費が支給されます。

3、同じ世帯で、十二か月間に四回以上高額療養費の支給を受けたときは、四回目からは、三万円を超えた額が対象となります。

例 四回目に十万円の医療費を支払った場合。
100,000円 - 30,000円
= 70,000円

七万円の高額療養費が支給されます。

注意事項

- 計算は、月始めから月末までの暦月ごとです。
 - 入院・外来・歯科に分けて計算します。
 - 差額ベットや光熱水費等は対象となりません。
 - また、歯科においての保険外診療も対象になりません。
 - 総合病院の各診療科は、別々の病院として取扱います。
- 請求手続は、**
高額療養費の支給に該当する人は、病院等の領収書と印鑑を持参して、市民課国保係か、各支所へお越しください。

高齢福祉年金の 証書をお渡しします

高齢福祉年金の証書を九月に提出していただきましたが、事務処理が終了しましたので、次の日程により証書をお渡しをいたします。

なお、当日は必ず印鑑(証書の印鑑欄に押してあるもの)をご持参ください。

【日程表】

月日	時間	ところ	対象区
10月19日(月)	9:00~12:00	市役所 玄関ロビー	東深川全区
10月20日(火)	9:30~11:30	上ノ原公会堂	下川西・上ノ原後ヶ迫・開作・境川・上川西全区
	13:30~15:30	河原公会堂	板持全区・河原殿台・大河内小河内
10月21日(水)	9:30~11:30	大谷屋旅館 大車庫	門前・湯本・三ノ瀬
	9:30~11:30	大畑小学校	渋木全区・真木
	13:30~15:30	俵山公民館	俵山全区
10月22日(木)	9:30~11:30	通公民館	通全区
	13:30~15:30	仙崎公民館	仙崎全区

山口県最低賃金を改定

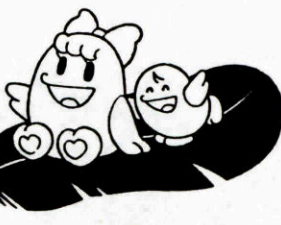
一〇月一日から山口県最低賃金の一部が改正されます。最低賃金とは、使用者がこの金額より低い賃金で労働者を使用することが出来ない、という金額を定めたものです。山口県で適用される最低賃金には、食料品、飲料・飼料製造業や卸売・小売業など七適用は、一〇月一日から

改正される山口県最低賃金は次のとおりです。

一日 三、五一〇円
(改正前三、四三三円)

一時間 四三九円
(改正前四三〇円)

わかちあう幸せ 赤い羽根共同募金



共同募金運動 10月1日~12月31日

NHK「青年の主張」募集

参加資格 現在、山口県に住み、昭和37年1月16日から昭和47年4月1日までに生まれた方。

テーマ 「家庭・学校・職場社会そして世界とのかかわりの中で、具体的な体験から自分で感じたことや考えたこと」

あて先 753 山口市中央5丁目 NHK山口放送局「青年の主張」係 ☎(0839)2212850

締切 10月16日(金)

応募票は、広報統計係にあります。